

第6回熊本市防災基本条例（仮称）検討委員会 議事概要

- 開催日時 令和4年8月3日（水） 14時00分～15時30分
- 開催場所 市庁舎4階モニター室4階 モニター室
- 出席委員 10名（澤田会長、竹内副会長、植田委員、勝谷委員、小山委員、菅野委員、田上委員、久間委員、吉住委員、米満委員）
- 主な発言要旨 以下のとおり

報告1 パブリックコメントの結果概要について

◆地域団体の定義からの削除について（9番）

（澤田会長）

- ・パブリックコメントの意見に対する市の考え方について、地域団体を定義から削除した説明を記載しないと意見をいただいた方には分からないので、熊本市の条例においては定義なしで一般的に使われている言葉であるなど、理由があれば記載して説明をお願いしたい。
⇒ 了解した。

議事1 条例案について

◆地域団体の定義からの削除について（第2条関連）

（吉住委員）

- ・町内自治会が削除されているが、町内自治会は、地域の大事な基盤で、防災においても欠かすことのできない団体であり、条例に記載されることで今後の活動で住民の協力が得やすくなると思う。町内自治会の活動なくしては、防災連絡会は成り立たないと認識しているので、地域団体等の定義は残していただきたい。
⇒法制部局との協議で、地域団体は一般的であるため、定義付けなくてもいいのではないかとということで削除している。

（澤田会長）

- ・第10条第3項及び第4項（避難行動要支援者の支援）で、地域団体が出てくるが何を指しているのか分からない。町内自治会、校区自治協議会等が条例に出ないと、一番重要な日常のつながりの当事者意識がなくなることが懸念される。
- ・定義をしなくとも条文の中で「町内自治会、校区自治協議会をはじめとする地域団体」など、何を指しているか分かるような条文にできないか。
⇒地域団体は、町内自治会もあれば、民生児童委員協議会や社会福祉協議会など多岐に渡り、町内自治会は中心的かもしれないが、町内自治会という言葉でいいかというところもでてくる。

（吉住委員）

- ・地域団体がいくつもあることは理解しているが、その根幹は町内自治会である。町内自治会によって各団体との連携がとれており、我々にとっては、非常に大事な団体である。

（澤田会長）

- ・重要なことは、当事者に防災意識をもってもらうこと、活動が条例で支えられているという意識

を持ってもらうことだと思う。逐条解説等で説明するなど、どのように規定するかは、私と事務局で検討させていただく。

◆消防団や水防団の取り扱いについて（第2条関連）

（竹内副会長）

- ・地域の防災組織の中に消防団や水防団の記載がない。

（澤田会長）

- ・地域防災力の定義に、地域の防災組織と別に消防団と水防団が記載されているが、消防団と水防団は、地域の防災組織とは別の組織ということか。

（竹内副会長）

- ・そのあたりの整理もお願いしたい。条例の中に団体名が明記されることによって、活動がしやすくなるのであれば、しっかりと定義した方がよい。

⇒地域防災力の定義の中で、地域の防災組織とは別に消防団と水防団を規定しているので、ご理解いただきたい。

（澤田会長）

- ・消防団と水防団は、熊本市に含んでいるという整理かもしれないが、地域の色合いが非常に強い組織でもあるので、どのように見せていくかが重要。事務局と私で調整をさせていただきたい。

◆避難所運営について（第8条関連）

（久間委員）

- ・台風接近や大雨が予測されるとき事前に開く避難所（予防的避難所）の運営と、災害が起きた時に地域の住民の方々が避難してきたときの避難所の運営の在り方は、若干異なるので区別して考えた方がよい。

（澤田会長）

- ・予防的避難所はどのように開設しているのか。市職員が開設しているのであれば、第8条と微妙に合わないことになる。

⇒第2条の避難所の定義では、災害対策基本法の規定に準じて広義の意味で避難所を規定している。また、第8条においては、予防的避難所は、行政が中心の運営となるが、特別警報級の災害が予測される場合など、ケースによっては地域に主体的にお願いする場合も想定されるので、条文としては、災害が発生するおそれがある場合に関しても規定している。

（久間委員）

- ・予防的避難所の運営は市が主導で行うべきで、災害時の避難所の運営は住民も携わっていくということはあると思う。思い浮かべる避難所が違ふと「携わる」と「行う」で抵抗感があつたりする。区分の整理をつける又は両方を包括するものとするなどはっきりとしていた方がよい。

（菅野委員）

- ・市民と地域団体が主体と記載があるが、本来は全員が主体というのが基本的な考え方だと思う。例えば、「市民、地域の防災組織、避難所を設置する施設の管理者及び市は平時から互いに連携を深めるとともに、災害が発生し、または災害が発生する恐れがある場合に、互いに協力して避難

所の運営を行うものとする。」こういった表現がないと、市と施設管理者はやらなくていいと読める。

(竹内副会長)

- ・大規模地震などでは開設される避難所は多く、その地域団体等が運営を行うが、水害の場合には開設される避難所が少なく、複数の地域から避難をしてくるため、中心となる地域団体等が運営をしにくいという傾向にある。そういう時は行政が中心となって運営を始めないといけないなど、災害の種類によって特徴が異なる。

(澤田会長)

- ・第 8 条に関わる意見をいただいたので、見直しをさせていただきたい。水害の場合と大規模な地震では違ってくるということもあるので、そこも文言整理を考えさせていただきたい。

(菅野委員)

- ・災害が大規模かどうかについては判断が難しいので、避難所運営は、規模別というよりは、基本的には同じ方法で訓練などを行い、必要に応じ協力していく考え方がよい。

【今後の対応】

(澤田会長)

「地域団体の取り扱い」と「避難所の運営の文言」、大きく 2 つのご意見をいただいた。私と事務局で条文を検討させていただき、皆さんにまた案をお知らせさせていただきたい。(了承)

議事 2 今後の進め方について

意見等なし (了承)